

検察官の勤務延長について

令和2年4月16日
法務省

次長検事、検事長等

63歳

65歳

68歳

検察官の役降り
→ 勤務延長

次長検事、検事長等

検事

勤務延長（68歳まで）※1

検察官の役降りの
特例 → 勤務延長

次長検事、検事長等

次長検事、検事長等※2

勤務延長
(66歳まで)※3

66歳

検事総長
検事、副検事

65歳

68歳

検事総長、検事等

勤務延長(68歳まで)※1

※1 定年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内(最長で、定年に達した日の翌日から起算して3年)

※2 原則63歳で役降り。特例が適用される場合、63歳に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で、引き続き次長検事、検事長等の職を占めたまま勤務(最長で、定年に達する日まで)

※3 次長検事、検事長等の職を占めたまま定年に達した場合、定年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内(最長で、63歳に達した日の翌日から起算して3年)

出典：法務省作成資料

令和2年5月13日（水）衆議院 内閣委員会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）